

愛別町立学校における働き方改革
アクション・プラン
(第2期)

令和3年11月25日決定

愛別町教育委員会

はじめに

未来社会（Society5.0）が到来しつつある中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い人々の行動・価値観が大きく変化しているなど、我々を取り巻く社会情勢は、ますます複雑で予想困難になってきている。

このような変化の激しい時代に生きる子どもたちは、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることのできる資質や能力を身に付けていく必要がある。

このため新学習指導要領では、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にして、その実現を図る「社会に開かれた教育課程」を重視するとともに、各学校が編成する教育課程を軸に、教育活動や学校経営などの学校の全体的な在り方の改善を目指す「カリキュラム・マネジメント」の側面を持つものであり、新学習指導要領の理念の実現に必要な学校運営（マネジメント）そのものである。

現在、各学校では、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、子どもたちの学びを最大限に保障するという観点に立って学校教育活動に取り組んでいる。こうした状況の中、新たに増加した教員の業務負担を軽減するためにも、これまで以上に実効性ある取組を一層進めていく必要がある。

愛別町教育委員会では、平成31年3月に、令和2年度までを取組期間とする「愛別町立学校における働き方改革アクション・プラン」を策定し、これまで必要な見直しを行いながら、取組を進めてきた。

その中では、学校閉庁日や部活動休養日の設定、1か月単位の変形労働時間制の積極的な活用等を指標に掲げ、各学校の取組を促してきた。これらについては一定の定着が図られている。また、出退勤システムを導入し、客観的な在校等時間の把握・計測の実施に努めてきた。在校等時間が、1か月45時間を超える教員が月によっても異なりますが、若干名いることから、これまで実施してきた取組の精度を一層高め、その効果測定に基づいて不断の見直しを行い、より実効性の高い取組を進めていく必要がある。また、各学校においては、校内委員会の整理、諸会議の効率化、ICTの活用促進、部活動数の見直しなど、それぞれの実情を踏まえて、実行可能な取組から速やかに実施し、成果を着実に積み重ねていく必要がある。

学校における働き方改革の実現に向けて、令和3年度以降においても、これらの取組を継承しつつ更なる改善・充実を図り、道教委、町教委、各学校と緊密に連携しながら、継続的かつ計画的に取り組んでいく必要がある。

1 アクション・プラン（第2期）の性格

アクション・プラン（第2期）は、「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」（令和2年文部科学省告示第1号）第2章第2節（1）

に基づく、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（以下「給特条例」という。）第8条及び愛別町立学校管理規則第31条の2に基づき、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項を定めるものである。

2 目標、重視する視点、重点的に実施する取組及び取組期間

【目標】

教育職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた「時間外在校等時間」を1か月で45時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は42時間）以内、1年間で360時間（1年単位の変形労働時間制を適用する場合は320時間）以内とする。

【重視する視点】

「個の気付き」→現状分析を踏まえて各教員が自らの働き方を認識し、各自が最適な取組を実践。

「チームの対話」→真に必要な教育活動を効果的に行うため、学校全体で対話し、業務改善を実践。

「地域との協働」→働き方改革の趣旨と取組に対する、保護者や地域住民の理解と協力を醸成。

【重点的に実施する取組】

- ① 在校等時間の客観的な計測・記録と公表
- ② メンタルヘルス対策の推進
- ③ 働き方改革手引「Road」の積極的な活用
- ④ ICTを積極的に活用した業務等の推進
- ⑤ 部活動休養日等の完全実施
- ⑥ 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

【取組期間】

令和3年度から令和5年度までの3年間とし、道教委、町教委、各学校と緊密に連携・協力しながら、目標の早期達成に向けて全力で取り組む。

【用語解説】

- ① 「教育職員」とは、給特条例第2条第2項に定める公立の小学校、中学校等の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。
- ② 「在校等時間」とは、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間（正規の勤務時間外においていわゆる「超勤4項目」以外の業務を行う時間を含む。）として、外形的に把握することができる時間を基本とし、次のア及びイの時間を加え、ウ及びエの時間を除く時間とする。
 - ア 校外において職務として行う研修への参加や児童生徒等の引率等の職務に従事している時間として外形的に把握する時間
 - イ 在宅勤務（情報通信技術を利用して行う事業場外勤務）等の時間

ウ 正規の勤務時間外に自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間その他業務外の時間（当該教育職員の申告に基づくものとする。）

エ 休憩時間

③ 「所定の勤務時間」とは、給特条例第7条第1項各号に掲げる日（祝日法による祝日、年末年始の休日（代休日が指定された日を除く。））以外の日における正規の勤務時間をいう。

④ ただし、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合においては、教育職員の業務量の適切な管理を行うことを前提に、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とすることができる。

なお、これは例外的な取扱いであり、厳格に適用する必要があることに留意する。

ア 1か月の時間外在校等時間 100時間未満

イ 1年間の時間外在校等時間 720時間

ウ 1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数 6月

エ 連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、時間外在校等時間の1か月当たりの平均時間 80時間

3 教育委員会の役割

愛別町立学校における働き方改革を進めるための計画等や所管する学校に勤務する教育職員の在校等時間の上限等に関する方針等を定める。

愛別町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

毎年度、愛別町立学校における働き方改革の実施状況を適切に把握・分析し、必要な環境整備等の取組を実施する。

特に、教育職員の時間外在校等時間が上限時間の範囲を超えた学校に対しては、該当校における業務や環境整備等の状況について事後的に検証を行う。

4 学校の役割

学校長は、学校の重点目標に働き方改革を明確に位置付け、全職員の共通理解の下、「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

学校長は、アクション・プラン(第2期)に掲げる具体的な取組を実践するとともに、時間外在校等時間等の実態を踏まえ、働き方改革手引「Road」を活用し、それぞれの実情に応じた取組を主体的に推進する。

5 推進体制と取組の検証・改善

教育委員会は、校長・教頭会議を通して、国・道の働き方改革の動向を踏まえながら、取組を進めていく。

教育委員会及び学校は、道教委が提供する取組の検証結果等を活用し、学校現場において進捗状況を把握して改善に努めていく。

6 保護者や地域住民等への理解促進

子どもたちへの教育は、学校、家庭、地域が連携・協力しながら行うものであり、その基盤となる信頼関係の構築や共通認識の醸成が不可欠である。子どもたちに効果的な教育活動を行うという「学校における働き方改革」の趣旨について、保護者や地域住民等の理解を深める必要がある。

このため、各学校においては、業務改善の推進を学校評価に明確に位置付けるとともに、保護者や地域住民等に対する説明責任を果たしながら、円滑に学校運営を行うよう努める。

また、PTA等と連携しながら、保護者や地域住民に対し、学校における働き方改革の取組について積極的に周知を図るとともに、その取組状況を定期的に公表する。

7 学校や教員が担う業務の明確化

教育委員会は、各学校において子ども達の成長のために何を重視し、どのように時間を配分するかという考え方を明確にするとともに、国の中央教育審議会答申で示された考え方を踏まえ、必要性が低下し、慣習的に行われている業務について、業務の優先順位を付ける中で思い切って廃止することや、学校内あるいは学校外との関係において適切に連携・分担することができるよう、各学校や市町村教委、関係機関等と連携しながら、地域や保護者の理解の醸成に努める。

8 具体的な取組

教育委員会及び学校は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。

Action 1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

(1) 働き方改革手引「Road」の積極的な活用

働き方改革手引「Road」を、全ての愛別町立学校で積極的に活用するよう促す。

全ての愛別町立学校において、働き方改革を進める上で中核となる「コアチーム」（働き方改革手引「Road」第3章に掲載）を設置するよう促す。

全ての愛別町立学校において、働き方改革の取組がどの程度進んでいるのかを検証するチェックリスト（働き方改革手引「Road」第7章に掲載）を活用するよう促す。

(2) ICTを積極的に活用した業務等の推進

ICT機器の活用を推進するとともに、学校に必要な機器の整備を進める。道教委が提供する資料や教材の活用を図る。

校務支援システムの利活用の促進を図り、校務に要する時間の縮減に努める。

(3) コミュニティ・スクールの取組の推進

学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援する「コミュニティ・スクール」について、地域の実情に応じた効果的な活動を推進する。

Action2 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 部活動休養日等の完全実施

生徒のけがの防止や心身のリフレッシュなど学校生活等への影響を考慮するとともに、教職員の部活動指導における負担が過度にならないよう、全ての部活動において部活動休養日の完全実施に向けた取組を進める。

部活動の活動時間は、平日2時間、休日3時間が原則であって、大会1か月前の活動時間の特例は例外的な取扱いであり、これを安易に適用することは避けるべきであること、これを実施する場合は勤務時間の適切な割振りを行う必要があることについて、その趣旨の徹底を図る。

○部活動休養日の実施

学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける（平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。週末又は祝日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）こと。

学校閉庁日は、休養日とし、道民家庭の日（毎月第3日曜日）は可能な限り休養日とするよう努めること。

○部活動の活動時間

1日の活動時間は、長くとも平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とすること。

(2) 複数顧問の効果的な活用

部活動ごとに可能な限り複数顧問を配置し、技術指導や安全管理を交代で行うなど、時間外勤務の縮減につながる取組を実践するよう、学校へ指導・助言を行う。

(3) 部活動指導員の配置等

部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、必要に応じて部活動指導員の活用を検討する。

(4) 出場大会の精選

学校においては、出場する大会やコンクール等を精選するよう努める。

Action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

(1) 在校等時間の客観的な計測・記録と公表

教職員の在校等時間を客観的に計測・記録し、校外において職務に従事している時間についても、できる限り客観的な方法により計測・記録する。公表についても積極的に取り組む。

各学校においては、在校等時間を計測した結果を踏まえ、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化や効率化等の取組を進める。

(2) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を持ち、積極的に実践することができるよう、次の取組を進める。

①月2回以上の定時退勤日の実施

②年2回以上のワークライフバランス推進強化期間の実施

③15日以上有給休暇の取得促進

（年5日以上を確実に取得。まとまった日数の連続した取得を促進。）

④仕事と育児・介護等の両立支援

ワークライフバランスの実現により、職務への意欲を向上させ、個々の教職員の能力やデータ等を相互に活用するといった業務の共有化や、組織としての優先順位を明確にした業務の効率化を図る。

各学校の職員は、子育て又は介護を行う職員が、意欲をもって職務に従事することができるよう、仕事と子育て又は介護を両立できる職場環境づくりを主体的に進める。

各学校の管理職員は、就学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業等、仕事との両立支援のための制度の活用が図られるよう、対象職員に対し職場内で必要な配慮を行うものとする。

(3) 人事評価制度等を活用した意識改革の促進

各学校の管理職員は、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する時間数や日数など、具体的な目標を設定することとする。

各学校の管理職員は、人事評価の面談の中で教職員と意識の共有を図り、教職員が自ら考えて主体的に業務改善を実践できるよう、全職員で働き方改革に取り組む機運の醸成に努める。

各学校の管理職員は、上限時間を超える職員に対し、業務全般の内容やその優先順位等について、当該職員と協議しながら、時間外在校等時間の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

(4) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定する。

①実施目的

教職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため。

②設定期間

夏季休業期間は、8月15日前後の3日間に設定することを基本とする。年末年始の休日は学校閉庁日とするとともに、必要に応じて年末年始休日の前後を閉庁とすることも可能とする。

③サービス上の取扱い

年次有休休暇、夏季休暇、週休日の振替等とする。

休暇の取得を強制しない。

出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要とする。

部活動休養日に設定する。

④保護者への周知

各学校が保護者に通知を発出する。

(5) 教諭等及び事務職員の標準職務の明確化

教諭等及び事務職員の職務の範囲を標準的に示した例について学校管理規則等で定め、業務の明確化・適正化を図ることにより、それぞれが本来の職務に集中し、専門性を発揮できるような環境を整備するとともに、事務職員がこれまで以上に校務運営に自主的・主体的に参画できる環境整備に努める。

Action 4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) メンタルヘルス対策の推進

町立学校職員のメンタルヘルス対策を推進するため、1年に1回のストレスチェックを実施するとともに相談体制の充実を図る。

(2) 調査業務等の見直し

教職員の事務負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について、実施の必要性を踏まえて精選や見直しを行うとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。

(3) 勤務時間に関する制度の有効活用

4週の期間内での変形労働時間制、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における3時間45分の勤務時間の割振り変更など、教職員の勤務時間に係る制度を有効に活用する。

(4) 適正な勤務時間の設定

教育委員会は、各学校に対し、児童生徒等の登下校時刻や、部活動、学校の諸会議等については、教職員が適正な時間に休憩時間を確保できるようにすることを含め、教職員の勤務時間を考慮した時間設定を行うよう指導・助言を行う。

教育委員会は、各学校に対し、やむを得ず「超勤4項目」以外の業務を、早朝や夜間等、正規の勤務時間以外の時間帯に実施せざるを得ない場合には、変形労働時間制や週休日の振替などの勤務時間や休憩時間に係る諸制度を有効活用して、正規の勤務時間の割振りを適正に行うなどの措置を講ずるよう指導・助言を行う。

(5) 教育課程の編成・実施に関する指導・助言

各学校は、教育課程の編成・実施に当たっては教員の働き方改革に十分に配慮し、標準授業時数を大きく上回った計画とならないよう指導・助言を行う。

(6) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

学校が児童虐待や生徒指導上の諸課題に直面した際に適切に対応することができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを派遣する体制を整備するとともに、福祉部局・警察等との連絡体制の確立など、関係機関との連携・協力体制を強化する。

(7) 学校行事の精選・見直し

各学校に対し、学校行事の精選や取組内容の見直し、準備の簡素化を推進するよう促す。

(8) 学校が作成する計画等の見直し

各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。

(9) 学校の組織運営に関する見直し

学校に設置されている様々な委員会等のうち、類似の内容を扱う委員会等について、その整理・統合、構成員の統一を促すなど、業務の適正化に向けた指導・助言を行う。

学校における働き方改革の推進に当たっての留意事項

(1) 時間外在校等時間の上限については、教育職員が上限時間まで勤務することを推奨する趣旨ではないことに留意すること。

この上限は「学校における働き方改革」の総合的な方策の一環として設定するものであり、在校等時間の長時間化を防ぐための他の取組と併せて取り込まれるべきものであること。

(2) 教育委員会及び学校の管理職員は、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を講ずることなく、学校や教育職員に対し、上限時間を遵守することを求めるのみであ

ってはならないこと。

- (3) 教育職員の在校等時間について形式的に上限時間の範囲内とすることが目的化し、授業など教育課程内の学校教育活動であって真に必要な活動であるものをおろそかにすることや、実際の時間より短い虚偽の時間を記録し、又は記録させることがあってはならないこと。
- (4) 本来、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、上限時間を遵守することのみを目的として自宅等に持ち帰って業務を行う時間が増加することは、厳に避けなければならないものであること。

教育委員会及び学校の管理職員は、業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。